

第4回 西宮市幼児期の教育・保育審議会

会 議 録

日 時：平成22年11月22日(月)

場 所：市役所 東館8階 801・802会議室

〔午後7時 開会〕

寺見会長 定刻になりましたので、ただいまより第4回西宮市幼児期の教育・保育審議会を開会させていただきたいと思ひます。

本日は、雨の中、足元の悪い中、またご多忙の中を、しかも夜の時間にご出席いただきましたことを、心より御礼申し上げます。

それでは、本日は議事が非常に多くなっておりますので、できるだけ円滑に進行させていただきたいと思ひます。ご協力よろしくお願ひいたします。

まず、前回の議事録について確認したいと思ひます。

議事録は、既にお手元のほうに配付されていることと思ひますけれども、各委員さんのご発言につきまして、特に問題がないようでしたら、私のほうで調製して公開させていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。特に修正等はございせんか。

特に修正はないようですので、このまま事務局にご連絡して、公開していただくことをお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

本日の審議会に関しまして、傍聴の方がお見えでらっしゃいますので、傍聴席に入らせていただくことを許可していただけますでしょうか。本日は7人いらしているそうです。

〔「異議なし」の声あり〕

寺見会長 皆さんの合意がとれましたので、入室していただいでください。

それでは議事に入りたいと思ひます。

議事の1番、「幼稚園における保護者負担について（中間報告案）」です。

前回の審議会で出された意見や未整理の部分について、再度、格差是正部会でご検討いただきましたので、報告させていただきたいと思ひます。

上中部会長 それでは報告させていただきます。

前回10月28日の第3回審議会におきまして、各委員の先生方からいただきました意見につきまして、先日11月17日の第4回格差是正部会におきまして再度協議をいたしました。

その結果といたしまして、本日の資料集の1・2ページにあります「幼稚園における保護者負担について（中間報告）」の案を提出させていただきます。基本的には、前回提出させていただいたものに、表現の修正、文言の追加をしたものですが、具体的にその追加・変更点を申し上げます。

まず、1ページです。

「(2) 審議会としての基本的な考え方」の中の「格差是正の手法について」のところ。下から3行目の「なお」以下の文章を追加させていただきました。保護者への直接補助以外に、園への補助についての検討の必要性につきまして、また、公立幼稚園の保護者負担増という考え方についてご意見があったことを追加・付記しております。

続いて、2ページです。

「配分の優先度とバランスについて」のところでは、ここも、「なお」以下の文章を追加しております。下から3行目の、就園機会の保障という観点を踏まえ、ほかの階層とのバランスも考えながらという考え方の具体的な意見としまして、5歳児を軸に考えるのも一つのアイデアではないかという意見を追加いたしました。

続きまして、同じ2ページ、「格差是正の目標について」のところでは、これは、項目そのものを追加いたしました。審議会でも、中央値あるいは最低値の議論がされたところですが、当面は、最低値を目指していくという考え、また、低所得層につきましては最低値にとらわれないで検討していく必要性についての意見があったことを盛り込んでおります。

最後に、「スケジュールについて」の1行目です。「格差是正の早期実現のために」の文言を追加いたしました。早期実現を強調した表現として追加いたしました。

以上のとおり追加しております。

なお、参考といたしまして、前回の審議会においても提出いたしました所要額概算の資料を一部加工した上で載せております。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

寺見会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告につきまして、何かご意見、あるいはご質問等はございますでしょうか。

内田委員 中間報告ということですが、最終的な報告はいつになるんですか。

津田学事・学校改革グループ長 その辺のことにつきましては、速やかにという形で日程調整していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

寺見会長 そのほかにもございませんか。

特にならなければ、これでご承認していただけますでしょうか。中間報告ですので、まだまだこれから検討していかなければなりません、一応この形で中間報告の案をご承認いただいたということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

寺見会長 続きまして、同じ第4回の格差是正部会で論議していただきました「幼稚園や保育所等における公費投入と保護者負担について」についてもご報告願いたいと思います。

上中部会長 この点につきまして、5点、報告をさせていただきます。

1点目は、保育所の保育士配置基準（1歳児・2歳児）での5対1と6対1の格差についてです。実際には6対1で保育している民間保育所はほとんどない、5対1かそれ以上の保育士がいないと到底子どもを見ることは難しい。また、3歳以上の基準（20対1）についても、公立、民間の配置基準は同じだけれども、端数の処理の仕方が異なるために、実際には職員数に違いが出てきている。さらに、保育士の配置基準が違っていると、現場の保育士の数に差が出ることになって、保育の内容に大きな影響がある。納得できる理由がないとしたら、5対1に合わせていくべきであ

ろう。これが1点目です。

2点目は、認可外保育施設についてです。この機会に、認可外に通っている子どもも含めて、西宮市の子どもたちの現状をはっきりさせて、子どもを育てていくのは社会の責任であることをしっかり押さえた上で、公費を投入してほしい。また、認可外はそもそも公費が投入されておらず、すべてが保護者負担、保育所に入れずに認可外に通う子どももいて、一旦なじんでしまうと、認可保育所に空きが出ても移らない家庭もいる。認可外保育施設に通う子どもの保育環境も市がきちんと考えてほしい。そういう意見が出されました。

3点目は、保育所の保護者負担についてです。保育所の3歳以上の保育料最高額を見ましたが、この最高額についてある委員の方は、私立幼稚園ではこれより高い金額を払っている。保育所より時間が短いのにと思う。今まで幼稚園だけを見てきたけれども、保育所も一緒に見ていかないといけないとこの資料を見て感じたというご意見がありました。

次に、4点目は、公費投入についてです。在家庭児につきましては、保育所を必要とする保護者、家庭で育てたいという保護者の方もあって、単純に在家庭ということで保育所と比較して公費が当たっていないと考えるべきではないのではないかと。また、在家庭には、単純に保育所と比較するのではなくて、在家庭の保護者や子どもに必要な支援については、しっかりと公費を投入して支援が受けられるようにしてほしいというご意見がありました。

最後に、5点目、公立幼稚園の4歳児30名定員の説明が事務局よりありました。それにつきまして、私立幼稚園もできるだけ30名定員にしたいという思いがあるけれども、近隣で受けられる園がないのであれば、35人まで受けてあげたいという思いもある。また、保育所は長時間保育であり、単純に比較はできないけれども、幼稚園でも25対1あるいは20対1のほうがよりよい保育が受けられる。配置基準の話だけではなくて、保育の質の話もしていくことが大切ではないか。こういう意見が出されました。

以上、報告を終わらせていただきます。

寺見会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。特に、格差是正部会の委員でない委員さんからご意見等があればありがたいかなと思っております。

熊谷委員 1番目の2つ目ですけれども、端数処理の仕方が異なるというのを教えていただきたいんですけど。端数処理の仕方が違うというのはどういうことなんでしょうか。

上中部会長 公立でしたら20対1になっていますね。保育士1人に対して子ども20名。そうしたら、子どもが21名になったとしたら、公立の場合は保育士2名になるわけです。ところが、民間の場合は、公立と同じようにいかに、何か特別の処理をされるそうなんです。詳しい処理は、どなたかお願いいたします。

尚山保育所事業グループ長 3歳以上児の職員の配置についてでございます。

公立につきましては、今ご説明のあったとおり、20対1で見ているところ、児童数が21人になった段階で1人加配されます。これが民間の場合は、例えば3歳児が21人あった場合は20分の21、4歳児・5歳児、ほかのクラスについても、分数で計算しまして、その結果を四捨五入して繰り上げれば1人加配するというので、例えば3歳児の20対1が21人になっても、即1人加配するわけではない。そこに公民の差があるということでございます。

熊谷委員 いいんですけど、どうしてなんですか。

尚山保育所事業グループ長 ただいま説明いたしました民間の計算の仕方については、国の運営費の基準に従った計算方法をとらせていただいております。公立のほうにつきましては、市独自で配置をしているところでございます。

熊谷委員 わかりました。

内田委員 ちょっと補足しましょうか。

民間の場合、入っている人数に対して何名の保育士がそこで必要かということが問題になるわけです。例えば20名入っている場合には1人でオーケーですよ。でも、四捨五入ですから、29名までは1人でいいということなんです、逆に言うと。そこら辺が、市独自の場合はちょっと違った仕方で、21名で2名という形になりますけれども、民間の場合は29名まではオーケーですよ。

これは、やはり運営費の出し方がちょっと違うことが一つ大きくあります。というのは、運営費の中に、年数が決まっているんですけども、その保育士の給料が20分の1として入っているということなんです。ただし、それは、経験年数が6年から7年を経験した保育士の給料がその中に入っていますよということなので、逆に言うと、29名見ると1.何人分出るけれども、2名分までは出ないと。それと、年数のある保育士がいると、結局1名でもなかなか出ない。国の基準の運営費はそういう形ですと出てきましたので、29名までは1人で見ると、それとも、若い職員であれば金額を計算して2名充てることのできるのか、民間の保育園はそのあたりで操作をしなければいけないわけです。公立の場合は、公の費用で、運営費以外ので足りない分は出していただいているということがありますので、そこが大きく違うということなんです。

寺見会長 少し具体的になって、そのあたりも、是正していくときに際して今後の課題ですね。

ほかにはございませんか。

皆さんにご異存がございませんようですので、ただいまの報告につきまして皆さんから了解をいただけたということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

寺見会長 それでは引き続き、格差是正部会において、幼稚園や保育所などにおける公費投入と保護者負担について、子どもの視点という観点から、幼稚園や保育所などにおける幼児教育、保育サービスの違いなどについて論議していただければと考えます。

それでは、議事の3にまいります。「保育所の待機児童対策について」、適正配

置部会で論議していただいたので、そのことをご報告いただきたいと思います。

倉石副会長 適正配置部会の報告をさせていただきます。

11月9日に開催しました適正配置部会において審議した内容をまとめましたので、簡単ではありますが、報告をさせていただきます。

お手元の資料の8ページから資料を合わせますと13ページまでになるんですが、8ページをご覧ください。

ご存じのとおり、現在西宮市では、保育所の待機児童解消が大きな課題となっております。平成22年4月1日現在で待機児童数は310名で、前年度よりも87名増加しています。このため、待機児童の対策として、今後、平成26年度までの4年間に14施設の保育所を新たに整備し、1,000人以上の定員増を目指す計画を策定しています。

しかしながら、就学前児童数は減少していくにも関わらず、保育需要に関しては増加し続けております。平成30年度の保育需要を満たすためには、2,775人の定員増の必要があると見込んでいるため、待機児童は解消のめどが立っていないという状況になります。

こうした状況の中、どのようにこの待機児童を解消していくのか、今までのように保育所整備を続けていくのか、それともほかの対策を進めていくのかなど、今後の方向性について検討いたしました。

まずはじめに、現在進めている保育所の整備について意見を頂戴いたしました。

各委員から出た主な意見としては、お手元の資料8ページの一番上にあります「1. 保育所整備について」のところになります。

通常の保育所整備と、賃貸物件の活用や保育ルームなど、さまざまな手法が一緒に議論されており、その整備が必要であるとか、子どもの環境としてはどうなのか、適切な保育環境の確保が必要であるというような意見が出ております。

さらに、現在の待機児童の多くは0～2歳児であることから、市が0～2歳児だけの保育所の分園や保育ルームなどの整備を重点的に進めている中で、0～2歳児だけの保育施設では、子どもの発達や学びの連続性など保育環境に課題はないのかという意見、また、就学前児童が減少しているため、今後、保育所整備を進めることで、全体の施設が供給過剰になった場合、どう収束させていくのか。将来の施設転用、例えば高齢者施設への転用なども視野に入れた整備計画が必要であるといった意見が出ました。

このように、保育所整備は今後も一定進めていくべきだが、保育環境のこと、保育の質のこと、将来の施設供給のこと、そうしたことを踏まえて施設整備を進めていくべきであるという意見が出されました。

ちなみに、少し飛びますが、10ページを開けていただきますと、資料1としまして「保育所の待機児童対策について」を添付しております。これは、第2回の適正配置部会で配付されまして、市のほうでは、下にあります平成26年度までの施設整備計画が出されています。その部分で、保育所数、保育所定員、待機児童数が平成22年から26年まで 26年は見込みでございますが、その右に、増加数14か所、定

員が1,009名となっております。整備状況につきましても、右のところを見ていただきますと、保育所新設が10か所、分園新設が3か所、その他3か所、保育ルーム11か所、このような資料をもとに議論させていただきましたのが今の保育所整備についての部分で、補足をさせていただきます。

もう一度8ページに戻っていただけますか。

続いて、従来の保育所整備以外の対策について意見をいただきました。お手元の資料の中段の「2. 保育所整備以外の待機児童対策」のところでございます。

順番に見ていきますと、「(1) 公立幼稚園の活用」です。幼稚園の空き教室などを活用して、保育に欠ける子どもを受け入れる。具体的には、保育ルームや分園等を整備するという手法が考えられますが、その場合には、運営主体が違うものが同居することになるため、運営がうまくいかない例があるといった問題点が指摘されました。

また、公立幼稚園での3年保育と預かり保育の実施が待機児童対策として有効であるという意見も出されました。

さらに、公立幼稚園の活用を議論していく中で、単に空いているから施設を保育所に活用するというだけでなく、公立幼稚園全体のあり方について考えていかなければならないといった意見があり、その際にはどうした機能を付加するのかについての検討が必要で、市立幼稚園教育振興プランにあったような幼児教育センターにとどまらず、公の施設として、保育所的な機能や地域の子育て支援の拠点としての機能、あるいは就労支援にまで踏み込んだワンストップサービスといったご提案もいただきました。

寺見会長 途中ですが、もうお一人、傍聴のご希望が出ておりますので、皆様の了解をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

寺見会長 それでは、入室していただいでください。

倉石副会長 中断しましたが、続けてまいります。

次に、「(2) 私立幼稚園の預かり保育」についてです。私立幼稚園の預かり保育の活用は有効であるという意見がある一方で、幼稚園が単に保育所化されることに対する懸念や、保育者の多忙化による保育環境の劣化といった問題点が指摘されました。

次に、「(3) 認定こども園」につきましては、国の幼保一体化(こども園)の動向も注視する必要がある中、なかなか議論しにくい状況ですが、市としては、待機児童対策としては認定こども園の幼稚園型と幼保連携型が有効であり、今後の方針や方向性について、地域ごとの適正配置の中で検討していく必要があると考えています。

次に、「(4) 認可外保育施設」についてですが、現在既に待機児童対策の受け皿となっている実態があることから、市独自制度である認証制度について意見がありました。具体的には、認証制度は市が独自で基準を決められることから、市としての基準をしっかりと持つことで、待機児童の受け皿になり得るといった意見や、保

育の質の確保のためにも、0～2歳児に助成を行うことは一案であるといった意見が出た一方で、認証制度は、保育の最低基準の引き下げにつながりかねないといった意見もありました。

最後の「(5) その他の意見」としましては、子どもの経験や育ちのつながりという観点から、小学校を活用した保育所整備は意義があるといった意見や、保育所のニーズにこたえて保育所整備を進めるだけでなく、子どもの視点で、家庭で子育てができるように地域や社会で支えるなど、環境を整えるような施策も必要ではないかといった意見もありました。

以上が各委員から出た主な意見です。

次に、資料の9ページ、「3.まとめ」にいかせていただきます。

今回の適正配置部会のまとめといたしましては、待機児童の解消を早急に進めていく必要があります。その整備については、市が計画しているように、一定の規模の拡大を図っていく必要がある。ただし、将来においては、施設の供給過剰になった場合も想定して、その収束方法や施設の転用も検討しておかないといけない。また、量的拡大と質の確保、同時にそれらを行うためにも、保育所整備以外の待機児童対策について、課題を整理した上で、並行して検討していくべきである。特に公立幼稚園に関しては、あり方そのものの議論を並行して行うことで、どういった機能を付加していくのかを今後審議していく必要がある。そして、こういったいろいろな手法を用いて待機児童対策を進めていく際には、地域の施設バランス、つまり適正配置についても念頭に置いて進めていくべきである。そういうことになるかと思えます。

今回の適正配置部会では、市の待機児童対策という切り口からさまざまな意見を頂戴し、その課題も幾つか見えてきております。引き続き、子どもの育ちを担保できるのかも考慮した上で、各地域における将来の就学前児童数や保育需要の動向、また施設の供給面からの審議を行い、幼稚園や保育所など施設全体の適正配置について考えていくことが重要であろうと考えております。

以上をもちまして、簡単ですが、作業部会の報告とさせていただきます。

寺見会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

今の説明では、待機児童のことが取り上げられておりますけれども、待機児童の問題も非常に重要な課題でして、西宮市が取り組んでいかなければならないこと、特にこれから積極的に取り組んでいかなければならないことという点につきましては、皆さんもご異存のないところかと思えます。

何か修正、加筆等のご意見はございませんか。

前田委員 たくさんの意見が出されて、こんなにたくさん、各方面から審議をされたんだなということを、家のほうでも見せていただいたんですけれども、この場で説明を聞きまして、感心しました。

私も、公立幼稚園の活用だとか、私立幼稚園の預かり保育に関しての見直しや検討とか、認可外保育施設の問題とか、本当に多方面から、でも、どれもこれも簡単

にこうだということには、なかなかならないなということ、これを見ながら改めて感じさせてもらいました。

ただ1点、認可外保育施設に関する認証制度のことなんですが、認証という形をとると、保育所そのものに格差というか段階があるような感じがします。認可保育園があって、その下に認証保育所があるみたいな、そういうものであっていいのかなというのが私の一つの疑問です。本来、子どものことに関して補助を行っていくのであれば、別に認可外保育所に対する認証という形ではなくて、もちろん一定の基準を整備した上での別の補助の仕方を考えてもいいのではないかと思います。認証という形でくくってしまうと、固定化してしまって、保育施設に格差ができるということと変ですけども、今も民間と公立で格差といっているところに、さらに公立、民間、そのもう1つ下に認証というものができるとはどうだろうかと思っています。

寺見会長 そういったことも大事な点かと思えます。

そのほかに、村上委員、保護者の立場からいかがでしょうか。

村上委員 私立幼稚園の預かり保育なんですけれども、私が幼稚園に通わすために何園かに説明を聞きに行ったときに、私立幼稚園側としては、預かり保育は、親御さんが働いているので預けるというのではなく、急な、例えば急病など、どうしようもないときに預けるという感覚でとらえてほしい、うちは、お仕事の関係でという視点でやっていないですと、2つぐらいの園の説明を聞いたことがあります。

もし私立幼稚園で預かり保育をすることで補っていかうとするのであれば、私立幼稚園側の方たちにも、今の部会の内容をご理解いただかないと、今の段階ではちょっと難しいのではないかという気がします。

寺見会長 出原委員、幼稚園の側から今のご意見に対して一言。

出原委員 今のお話だと、パートタイムなどだったら対応できるんでしょうね。長時間の保育を希望される場合は難しいというのが現状かと思えます。しかし、これも園によってさまざまですので、お仕事をしてもどうぞという園もあるし、今のところ、ざっくりした言い方になりますが、嘱託やパートの方で、4時か5時ぐらいまでに終わって帰ってこれるという状態で、預かり保育を使っておられる方は実際におられます。

ですから、その辺は難しいところです。

寺見会長 それと、文部科学省の預かり保育に対する定義がありまして、そのことも一つの要因になっているのかなと。お話をお聞きしていて、保育所の場合是一時保育になりますが、教育活動以外の活動として、ちょっとニュアンスが違うのかなと。そのあたりは、上中先生にお聞きするほうがよろしいかと思えますが。

上中部会長 また後で。

寺見会長 後でまとめてお話しになるそうですので。

ちょっと規定枠が違うんですね。そのあたりも要因になっているかもしれません。後ほど上中先生にお話をいただきます。

そのほかに何かありませんでしょうか。

酒井委員 先ほどご報告いただいた10ページで、今後も保育所数を現在よりも14か所増やしていかないといけないと。後ほど特別支援のところでご報告しようと思っていたんですが、そうなってくると、職員をどう確保するか、職員の質の問題をあわせて検討していかないといけないのではないかと思います。若い先生なり保育士の方がだめだとは言わないんですが、やはりいろいろな経験を持った保育士さんなり教員なりが現場にバランスよくいることが、子どもにとっては一番大事なことでないかなと思います。先ほど内田委員もおっしゃったように、ある一定の年限を過ぎてくると給料が上がってくる、うわさでしか私は知らないんですが、割と若い先生を採用して、年配の先生がなかなか勤めにくいという傾向があるのであれば、そのあたりも今後対応しながら、先ほどから論議になっている子どもの発達、子どもの可能性を最大に伸ばすような意味の職員の能力の保持もあわせて考えていくべき視点かなと思ってお聞きしました。

以上です。

寺見会長 一番大事なところかもしれませんね。

そのほかにご意見はございませんか。では、上中先生。

上中部会長 倉石部会長をはじめ、部会の委員方は十分承知されていることとは思いますが、念のために、念には念をとということで、2つお願いしたいと思います。

8ページの下の方の(4)、市独自の認証制度です。先ほどから意見が出されているところですが、これは、多くの市を見ますと、待機児童の定義を変えてしまって、統計上の数字だけを減らすために利用されているところが間々あるかと思いたるので、西宮だけはそういうふうにならないように、実質有意義にこの待機児童が減少していくようにぜひお願いしたいと思います。

それから、認定こども園と公立幼稚園のところですが、幼保一体化の考え方と待機児童の減少は、そもそも全く別問題です。ですから、これを無理にくっつけようとする、将来、先ほどから出ています子どもの育ちの担保、質の担保、子どもの最大利益、そういうことから、これを拙速に物事を進めてしまうと、将来に後悔のようなものを残すことになりかねないかなという心配をしますので、幼稚園側、特に公立幼稚園側の意見を十分聞いていただいて、このところを進めていただきたいと考えています。

どうぞよろしくお願ひいたします。

寺見会長 そのほか何かご意見はございませんか。

今回のことで、西宮における保育所の待機児童に対する具体的な対策について、これから進めるに当たっての留意すべきことが整理されたように思います。ですから、今後、適正配置部会におきましては、保育所の待機児童解消に向けて、既存の施設、特に公立幼稚園に求められる役割ですとか機能について、引き続き論議していただければと思っております。

あわせて、公立幼稚園の適正配置の問題も含めて、就学前児童数や保育の需要も加味した新たな枠組みについての検討もお願いしたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議事の「４．特別支援教育・障害児保育のあり方」について、酒井委員から課題整理について報告をお願いいたします。

酒井委員 それでは、酒井のほうからご説明します。

まず、今年度については、14ページの現状と課題についてのみ整理をしたということでご理解いただきたいと思います。

そのうちの「１．課題整理にあたって」というところで、下から２行目に、「障害等のために特に支援を必要とする子ども」の次に をつけております。特に幼稚園や保育所等で少し言葉の使い方に違いがあるわけです。文科省の規定の仕方と厚労省の規定の仕方が違います。幼稚園では、「特別な支援を必要とする子ども」として特別支援教育ということにもつながっていて、この子は障害があるからということ前面に出した見方をしていない、まだ未分化な子どもであるので、子どもの全体をとらえて、その中で発達のゆがみなどを大事にした保育をしていこうとしています。保育所のほうでは、趣旨は同じだと思うんですが、使う言葉としては「障害」という冠をつけて「障害児保育」と規定されているようです。要は、インクルージョンの方向を目指した保育を展開していくというところで押さえたいと思います。

なお、国のほうでも、今、「障がい者制度改革推進会議」等で、障害者の権利条約が国連で採択されて、国内法との整合性を求めてその批准を検討されていて、近々その一定の方向が出るだろうと言われております。その方向によっても、厚労省も、あるいは特に文科省のほうの方針が大きく変わる可能性も垣間見えますので、今回の報告では、「障害等のために特に支援を必要とする子ども」という文言で統一していきたいと思っております。

「２．現状と課題」の(１)ですけれども、相談体制、あるいは施設の選択についてです。

一人ひとりのお子さんの個別の相談は、１歳半とか３歳とかの節目でのスクリーニング的な相談体制はきちんととられています。集団保育をどう受けさせていったらいいのかというあたりで、例えば、先ほどからの論議にありますように、保育所がいいのか、幼稚園がいいのかとか、あるいは障害の重いお子さんの通われる通園施設がいいのか、その間の育て方についての悩みというあたりを総合的に相談していく窓口・体制が今整備されていないことが、ここでの一番の課題になります。その課題のところを読みますと、相談窓口の明確化、情報の共有や専門機関へのつなぎなど、関係機関の相互連携の強化が何といても課題です。例えば「発達支援センター」といった機関がイメージとしては必要ではないかなと思っております。

「(２) 入園・入所決定の受入体制について」です。ここでは、先ほどから言っています特別な配慮・支援を必要とする子どもの入園・入所のことです。

そこに書いてありますように、一定それぞれの公立、私立等では、制度化はなされていますが、「課題」のところにもありますように、幼稚園・保育所の入園・入所、加配職員の配置等の仕組みや基準の整理が必要だと書きました。それぞれの

ところでは、今一定のシステムに乗って入園・入所が決まっています。また、いろいろな手だてや人手的なものも必要になってきますので、そのときの加配の職員の配置や、その方の免許のあるなしなどが今はばらばらで、それらの基準の整理を行っていく必要があるのではないかと。

それから、下3行です。障害の多様化・重度化が進んでいます。中には人工呼吸器をつけた方、導尿を必要とする方、経管栄養の必要な子どもなどは、今はそのまま入園・入所されても、医療に近い職員はいないわけです。これは、医師法や看護師法などの法律という限界があって、現場の保育士さんや教員が原則的にはできないことになっているだけに、ここで本当にインクルージョン的な保育体制を西宮が考えていくのであれば、医療職員、特に具体的に言えば看護師を配置することも視野に入れていかないと、近々そういうことが西宮でも起こり始めるのではないかと、現にそういう事例も耳にしたりはしております。

次に、15ページに移ります。

「(3) 職員体制や加配職員の配置、専門職員について」です。

先ほども申し上げましたように、職員の採用条件も、それぞれの施設あるいはシステムで違っております。

のところですが、先ほども発言させていただいたんですけれども、「専門職等の指導・助言について」です。やはり幼児期であるだけに、私も体験的には、その段階で非常にきめ細かくその子どもの課題をみつけて、きちんとしたプログラムを組んで、集団の場も保障するけれども、一对一の場でその子どもの能力を伸ばして、その能力をもって集団の中で参加力を高めていくというようなことを見抜いていく職員の保育力が非常に試されます。ただ、現場で特に今問題になっている発達障害の子どもたちへの理解、指導技能を持った職員は、やはり絶対的に少ないです。そうすると、そこへの保育の不安が出てきます。ですから、例えば臨床心理を研究している大学の先生や、いい症例をいっぱい持っておられる学識経験者とか、場合によっては小児科医、精神科医でこういう臨床をお持ちのドクターなどが指導助言の任に当たっていくような体制を今後考えていく必要があると今考えております。

は、すぐにでも取り組めるのではないかと思います。というのは、それぞれのところで共通して、公立・私立関係なしに、事例研究なり、何かの専門家を招いての研修会をしていくようなことはすぐにでもできるのではないかと。

それから、下2行ですけれども、「実践による保育方法とともに、言語化による保育の継承や専門家等による定期的な保育内容の評価・検証が求められています」というのは、割と若い年齢、経験年数の少ない方が中心になっている、そうなるくと、その園なり、公立・私立のそれぞれの機関が持っている保育の財産がなかなか継承されていかない、そこを、特に経験年数の浅い層の力量アップをどうやって図っていくかなどが今後の課題になってくると思っております。

「(4) 保育内容について」です。

「課題」のところを見ていただきますと、先ほど少し申し上げましたように、私は、集団の場で保育することが大原則だと思っております。ただし、その中に子ども

さん一人ひとり、特にこういう障害のあるお子さんの場合は、障害のあらわれ方が違うので、場合によっては担当の先生と別室で、一対一でしばらく保育をして、そこでの力をもって集団の中に参加していくとか、あるいはお子さんによっては、常に集団の場で保育を進めていったほうがいいとか、いわゆる保育内容のあり方は一定ではなくて、あくまでもその子どもの障害やニーズに合わせた保育を今後考えていく必要があるのではないかと思います。

「(5) その他、発達障害等のある子どもへの対応」です。

下から3行目、保護者への支援も非常に重要な要素で、保護者、特に乳幼児期から総合的な相談支援体制の確立など、その中核的な役割を果たす機関が西宮ではまだ整備されていないと思います。その機関を今後どういう形で整備していくかが大きな課題になってくるのではないかと思います。

最後に、まとめになりますが、「3. 今後に向けて」です。

上から5行目、「今後、幼稚園や保育所に関係なく、障害等のために支援を必要とする子どもの受入れの保障を視野に入れた検討が必要です」として、もう一度先ほどから申し上げたことを繰り返しております。

なお、私が担当させていただいています特別支援の論議になるのかどうかわからなくて、ここでこういう表現をしたんですが、下から3行目、児童虐待などにより特別の支援を要する家庭への対応についての問題提起もありました。特別の支援を要する家庭やその子どものことも念頭に置きながら審議をしていく必要があります。特に、発達障害のお子さんのベースには発達障害があるんですが、養育の中で虐待的な扱いを受けて育ってきている子が率としても割と多いように思います。そのあたりの児童虐待がこの特別支援とすぐ連動するのか、ちょっと疑問に思うんですけども、忘れてはならない視点であると思いました。

以上が私どもの担当しております現状と課題です。

寺見会長 ありがとうございます。

非常にきれいな整理をしてくださっているんですが、何かご質問、ご意見等はありませんか。

熊谷委員 幼稚園と保育所に関して、小学校との連携も言われています。障害児教育に関して、私は社協の役員もしているんですけども、今年、社協で地域に住んでいる障害を持っている方に対してどういう働きかけができるかということで、小学校の障害児学級に通ってらっしゃるお母さんたちと懇談会を持ったんです。そのときに言ってらっしゃったのは、放課後に行く場所がないことが1番でした。なおかつ、子育て支援に来てらっしゃる子どもさんの中には、障害を持っているらしい方もいらっしゃるんですけども、お母さんがついていないと遊ばせられなかったりするので、先ほど先生がおっしゃった発達支援センターというのはすごくいい考えだと思うんです。

発達支援センターも、保育所、幼稚園だけではなくて、もっと以前の段階と、小学校に入っている子どもたちも含めて、集えるような場所ができれば、先ほどおっしゃった若い人の育成という面でも、参加していただいて、一緒に体験、学習して

いただいて、いろいろな症状について学ぶという機会を持っていくことができれば、人材育成になるのではないかと思いますので、そういうセンターはぜひ欲しいなど、今聞いていて切に思いました。

以上です。

寺見会長 そのほかにございせんか。

上中部会長 今、酒井先生がおっしゃった大学を中心とした専門機関との相互連携の強化は、100%賛成させていただきます。私は、以前に幼稚園教諭をしていたんですけども、その職場が大学の附属幼稚園だったんです。受け持ちの中に発達障害が疑われる子どもがいて、大学の専門家にアドバイスを求めようと思ったんですが、3か月待ちだったんです。附属でも3か月待ちで、外部でしたら、半年待ち、1年待ちがざらだと伺って、びっくりしたことがあるんです。

こういう子どもたちに対しては、現場の一担任の試行錯誤は絶対にだめだと思うんです。最初に専門家の診断です。試行錯誤して10年かかってやっとわかることは、専門家は既に知っていますので。西宮は、大学が多い街として、私どもの学生もお世話になっている、各大学共通の単位認定制度もいいんですけども、子どものためにぜひそういうネットワークを何とか構築していただいて、それも視野にぜひ入れていただきたいなと思っていますところなんです。

寺見会長 幼稚園だけではなくて、今回は、保育所保育指針が改訂になって、「障害」という言葉は適切でない、何らかの発達的な課題を抱えた子どもたちのためには、個別計画を立てて取り組むようにということが大変強調されているんです。そういう意味では、今の酒井委員のお話もお聞きしながら、現場で支援計画を立てられるというか、そのサポーターがそこにいてくれるというのはありがたいです。ですから、発達支援センターをつくと同時に、巡回指導等で専門家がそこへ出かけていって一緒に考えるシステムを強化していただけたら、本当にいいなと思います。私は、発達障害を持ったお母さんの会をしているので、ぜひぜひと思います。

熊谷委員 なおかつ、その発達支援センターは、それこそセンター方式ではなくて、サテライトというか、それがないと行けない方もいらっしゃると思いますので、その点は、前に幼稚園を地域の子育て支援センターにということと同じような感覚で、いろいろな場所につくっていただきたいですね。

寺見会長 こんな話をしているかどうかわかりませんが、ある市は今年、発達支援センターをつくったんですが、ランチをつくるころまでにはなかなか手が回らないみたいです。

倉石副会長 非常に納得がいくというか、合点がいく説明をしていただいて、丁寧に議論していただいたんだなという印象を持ちました。

その上で、2点、意見としてお話をさせていただきます。

1つは、公と民の考え方といいますか、幼稚園と保育所で公立と私立があって、入園や入所決定の受入体制について少し違うわけですね。このあたりをどんなふうにかこれからとらえていくかということになるかと思っています。

私は、個人的には、中核的な役割を果たすという意味では、公がしっかりと責任

を最終的に負うことが大事ではないかと思っただけで、その点では、適正配置部会とも関連するんですけれども、先ほど熊谷委員さんがおっしゃったように、公立の保育所なのか公立の幼稚園なのかが、そういうことについてしっかりと責任を持って受け止めるとか、人材を養成していくとか、もちろん私立と共同しながらなるんですけれども、そういうことも必要ではないかなと思います。

もちろん、公がそういう責任を果たしつつ、私立も同じようなリーダーシップをとっていただくとか、そういうところがあればそこと共同していくことも必要だと思うんですけれども、これが1点あると思います。

そういうことを考えたときに、私は、ちょっと前の話になるんですが、保育所のほうで保育士さんの配置が公立と私立で違うというところがありまして、6対1と5対1という違いがあるわけなんですけれども、この配置の違いは、公として最終の責任をしっかりと負うというところで、例えば障害児の方をしっかりと受け入れるとか、虐待の問題などもデータを出していただいていますけれども、そういうおそれのある子どもさんについて、これは手間がかかりますし、非常に丁寧なケアが必要になります。もちろん、民間でそういうことをやっていただくこともとても大事なことはあるんですけれども、最終責任を持つところをどんなふう考えていくのかと考えたときに、公立はそれだけの手厚く税金が手当てされているわけですから、責任を持っていただくことも1つあるのではないかなと思いました。

別に私は、公をバックアップするというのではなくて、もちろん民との共同は絶対に大事なんですけれども、この点は、役割分担の中での公の責任も少し議論の中に入れていただけたらいいのかなと思いました。

出原委員 今の最終的な責任は公立というところですが、言っておられる意味はよくわかり、公的資金の投入されている額が違うので、そういうところが責任を負えというところはわかるんですが、もう少し子どもの視点に立って話をすると、やはり自分の子どもを地域の園に行かせたいと思うならば、公立、私立は全く関係ないと思うんです。やはり特別な支援が必要な子どもが行きたい園に公的な支援がなされるのが一番理想的かなと思うんです。これが今なされていません。余りに公立が担うという言い方をすると、私立はしなないとなってしまうことは、これはまたおかしいことなんですね。

実際に我々、数字ではなかなか出せないんですが、本当に特別支援を担ってきているんですけれども、実際に県の場合、この子は障害児ではありませんという言い方をして、なかなか認定しない。我々も「障害児」という言葉は使いたくないんですけれども、障害児か障害児でないかで補助金が出る、出ないを決めていくことも、非常に我々は矛盾を感じているわけです。ですから、特別支援が必要と思った園が手を挙げれば、そこに公費が投入されて、公立園でも私立園でも特別支援教育がしっかりとできるような市であればいいと思うんです。

このつながりで少し話をさせていただきたいんですが、命を与えられて生まれてきた子どもです。どんな子どもでも、私は「受入れ」という言葉を使うこともおかしいと思うんですね。行きたいと思う園に普通に通えるのが当然だと思うんです。

ですから、将来的に、法規上とかいろいろな問題で「障害児」という言葉が使われているんですが、これはどんな思いなんでしょうね。保護者だって、自分の子どもが生まれてきて、これはみんな「子ども」なんですよ。それなのに、何かその子は「障害児」という言われ方をして、受入れをするかしないかという議論をされること自体がどうなのかなと思うんです。

実際は、支援が必要だからそういう言葉が出てくるわけですがけれども、将来的にそういうことがないような市になってほしいなという願いがあります。ですから、ここで使われている「受入れ」という言葉も、本当は寂しいなという感じを受けますし、「障害」という言葉も、もし皆さん、自分の子どもにこういう言葉が使われたときにどういう思いになるかということで考えていただきたいなと思います。

ですから、もとに戻りますが、公立や私立ではなくて、どんな子どもでも地域の子どもがそこに行きたいと思う園 幼稚園でも保育所でもどんな施設でも、行きたいところに行けて、そこに補助があるという形が理想かなと思うんですが、いかがでしょうか。

寺見会長 確かにその点も大事な部分ですが、酒井委員がおっしゃられるように、障害に応じた個別的な支援がどこまで徹底的にできるか。私も、今、出原委員がおっしゃったように、「我が子が昨日、自閉症と言われました」と言われて、その親御さんの場合、泣くのをやめるのにやはり半年から1年かかるんですよ。そういう状況の中で、保護者の方も立ち上がり、子どもの様子を見ながら関わっていかれるかということと、その子の課題に合わせてきちんとケアができるというシステムがないと、絶対にさせられないんです。もちろん、集団の中で生活することの大切さ、インクルージョンしていくことの大切さは十分ありますので、どう両立していくかだと思います。

1つ質問があるんですが、西宮では、保育所・幼稚園と療育施設との交流保育はまだ余り行われていないのでしょうか。例えば週1回は療育を受けて、ふだんは幼稚園・保育所で過ごしているというシステムをおとりになっていないんですか。

清原保育指導担当参事 公立保育所では、交流保育を行っております。わかば園から一緒に来ていただいて、一定の時間、保育所で遊んでいただくことになっております。現在もそれはずっと続けております。

河崎学事・学校改革グループ指導主事 幼稚園の現場のほうでも、交流保育を週に1度行っているところもありますし、今年度は、幼稚園に籍を置きながら、療育も大事ですから、週に何回ということ通っている幼児もいると聞いています。

寺見会長 それは今年からですか。

河崎学事・学校改革グループ指導主事 今までにもそういうケースがあったんですけども、今年度は、詳しく聞いたのでは1件あります。

寺見会長 そんな具合に、全部一貫の流れで、出原委員が言われるように、だれでも希望したところに行ける、そこに入ったら、そこでシステムがきちっとつくっていかれる、個別支援の体制と教育のチャンスをちゃんと得られるようなシステムができたらいいなと思いますね。今、本当にいろいろなお子さんが、別に障害に関わ

らず、それぞれ課題を抱えているわけで、そのあたりが西宮方式で新たなシステムづくりができればいいかと、個人的には意見を持っております。

内田委員 今話しているのは、障害児あるいはケアを必要とする子どもたちの問題だと思うんですけども、出原委員のほうからもお話があったように、そういう認定をとるためにハードルみたいなものあって、なかなか認定されなかったり、認定されたりということで、認定されなければ加配の方がつかないということがあります。

今の時代、軽度な形の問題を持った子どもたちが結構たくさんいる、そういった中で、そのときの認定をどうするのかとなると、それはどういうふうな認定の仕方をするのかという大きな問題があるんですけども、もしできることであれば、先ほど5対1、6対1のお話が出ましたけれども、一人ひとりを大事に見れる形をとっていったら一番いいだろうと思います。

それは何なのかとなっていくと、やはり3・4・5歳児でも6対1、7対1ぐらいの状況にすれば、そういう障害の子も含めた形で、一人ひとりの子どもたちと話ができる、ケアもできる時間があるという、そこを目指していくことが一番いいのかなと思います。当然、専門家の方が来て、正しいケアの仕方を指導助言することとても大切だと思います。しかし、それはその子に対するケアのみになってしまう。周りのほかのいろいろ問題のある子どもたちへのケアはどうするのか。今は保育所は20対1、幼稚園ですと30対1の中で、集団的な保育を行っていますから、ある程度はできるけれども、一人ひとりを本当に大事にしていけているのかなと考えると、ひょっとすると、もっと一人ひとりの子どもたちのことが聞いてあげられる、かまってあげられるという状況を、これはなかなかできないことではあるんですけど、そういうものを目標としていかないといけないのかなと思います。そうすれば、意外と軽度の子と先生との距離もぐんと縮まるし、お母さんとの距離も縮まるし、もっと人対人の関係の中でこういうものがやっていけるのかなと思います。

当然、専門家の数も少ないのではないかと思います。先ほど3か月待たないと結局アドバイスがもらえないというお話がありましたが、3か月たってしまうと、1学期が過ぎた状況の中で話を聞かないといけない。そういうときにアドバイスをもらっても、大分大きくなって、ちょっとどうかなという話にもなってしまいます。ですから、アドバイスをもらいたいときにちゃんとしたアドバイスをもらえるような形をどういうふうにつくっていくのか。そのためには、専門的な機関も必要ですし、その人数をたくさんにしていけないと回っていかないのかなと強く思います。

今後ますますそういう時代になってくるのかなと思いますので、できれば、そういった体制が、ご時世の中でなかなか難しいのかなと思いますけれども、それを目標にしていけたらいいのかな、ありがたいなと考えます。

寺見会長 あらゆる可能性を広げて考えていかなければならない課題だと思いますが、何かほかにご意見、ご質問はございませんか。

熊谷委員 今の受入れのことですけれども、配慮を要する子どもさんの受入れだけではなくて、私立幼稚園などで選抜があるところもありますよね。公立幼稚園の

ように、集まってきた中でくじ引きをして決めるのではなくて、選抜をすることがありますよね。

出原委員 はい、あります。

熊谷委員 公私間の格差の是正のために公費を多少投入されるわけなので、そういう選抜はできるだけなくしていただいて、行きたい方がだれでも申し込めて、その中で調整ができるような形にさせていただけたらなと思うんです。

出原委員 その質問にここで私がどの程度答えられるのかあれなんですけど、もちろん一番大事な観点は、私学は建学の精神を持って教育をしております。その教育方針を理解しないまま入っていただいたら、ただこうしてほしい、ああしてほしいと言われると、例えば宗教的なことはやめてほしいなどと言われると困りますよね。私学はそのあたりの幅が非常に広いので、そのあたりのことなんです。

今言われていることは、もちろん希望していただいて、受入れられるだけちゃんと「受入れ」という言葉はあれかもしれませんが、希望していただいた方は、定員までだったら十分皆さんに入らせていただいていますし。

言っておられるのは、希望する人はみんな入れてくれということですか。

熊谷委員 別ルートではないですけども、例えばご紹介のあった方だけ申し込めるみたいなのところもあるように聞くんですね。

寺見会長 西宮の現場がどうなっているのかは知りませんが、私もお母さんたちと活動していて思ったのは、申し込めばずっと流れるというシステムがあるわけではなくて、保護者が「うちの子をどこに入園させていただくか」となれば、個別で動かなければいけない実態があることは確かで、だからといって、ご紹介をいただいたから、その人だけしか通らないとか、そういうことはないと思いますけれども、かなり個別的な交渉が必要であって、もちろんそれぞれの幼稚園、小学校の理解のありようということもあったりして、確かにシステムティックに流れているとはいいがたい部分が、西宮は知りませんが、私が住んでいる地域では、これは、10年ぐらい前になるので、今は変わっているかもしれませんが、あったように思います。

熊谷委員 だから、それは希望です。公費が少々出ますので、なるべく大きく門戸を開いていただいて受け入れていただけたらいいなということですので。

寺見会長 それと同じように、ちょっと話は飛ぶんですが、先ほど、確かに幼稚園が終わってからどういうふうに住生活をしていくかというケアの場がないことは確かで、ある障害施設で、デイサービスのような形で障害のあるお子さんを預かるということを始められたところもあるし、ましてや小学校に入ってしまうと、一般の学童保育も少ないのに、まさしくさまざまな課題を抱えている人たちのための学童があるかという、もったないですね。

そういうあたりは、理想を言えば切りがないので、それをやってほしいと言っているわけではないんですけども、全体的にそういうところも含めた形のシステムづくりを想定しておかなければいけないかなと。今すぐには無理かもしれないけれども、そういうことを想定したものを、新たなシステムづくりが言われているとこ

ろで今考えておかないと、いわゆるコネクターをつくっておかないと、新たにつくろうと思ってもできないですから、全体の想定を大事にしたいなという気がします。

そのあたり、倉石副会長、いかがですか。

倉石副会長 例えば具体的に言うと、私が「公」と申し上げたのは、職員体制の問題や保育内容のところ、公立の幼稚園ではということがはっきり出ているわけですね。この部分をどうしていくかになると思うんです。例えば専門職のことですと、15ページの(3)の、ここでは私立幼稚園にとっては非常に厳しい状況になっているとなっていますが、これはこの文言だけでいいのかどうか、これは出原委員がおっしゃったようなことがあります。のところでは、2行目に「現在、公立幼稚園では」というところがあります。ここに私立幼稚園も入れられるのかどうか。また、「課題」のところでは、巡回指導や指導の助言の機会の充実はあるんですけども、専門家チームとの協議などに私立幼稚園がきっちりと共同体制として入れられるのかどうか、この点が一つです。(4)の「保育内容」では、「公立幼稚園においては、特別支援教育コーディネーターが」云々とありますが、私立幼稚園がこういうことに対して共同体制をとれるのかどうか、こういうことを文言として入れられるのかどうかも議論していただくと、私なりには前に進むのかなと思いました。

最後に、16ページの「3. 今後に向けて」ですけれども、5行目に、「今後、幼稚園や保育所に関係なく、障害等の受入れ」、文言は別として、ここの「公立、私立に関係なく」のところに「公立・私立、幼稚園・保育所に関係なく」という文言を入れられるのかどうか、このあたりを、部会あるいは事務局等で検討していただくと、少し前に進むのではないかと思います。

寺見会長 きれいに整理していただいてありがたかったです。今の点については、今後の課題で検討していただくものとして、今、記録にとどめていただきたいと思います。

そのほかに何かございませんか。

前田委員 主たることではないと思うんですが、このまとめをずっと読ませていただいた中で、「人材育成や研修について」の部分に、「実践による保育方法とともに、言語化による保育の継承や専門家等による定期的な保育内容の評価、検証が求められています」とあります。これは、まさに今必要なことではないだろうかと思っております。

保育というのは、どうしても個人の力だとか、愛だとか、どのようにしていくのか、それぞれの保育の質が個人のほうに返されてしまうことが多々あるかと思うんですが、それだけをしていけば、いつまでたっても積み重ねがなかなかできないと感じています。ですから、ベテランの持っているものを言語化することによって、若いスタッフ等に伝えていくための作業は必要ではないだろうかと考えています。

公立や私立、幼稚園・保育所等で交流保育として子どもたち同士は交流しているということなんです。もっとスタッフ同士の交流が必要ではないかと考えます。西宮の場合は、わかば園という療育施設があります。そこに公立の幼稚園や保育所の職員が1年という形で交流していくとか、それを現場に持って帰るという方法も

あるのではないかと思います。もしかしたら実際にされているかもしれない、公立の場合は、職員がいろいろと代わっていくでしょうから、そういうことがあるのかなとは思いますが、

療育という言葉で言われていると思うんですが、障害を持っていたりして支援が必要な子どもに接することは、それをやることによって、保育の質も高まっていくと考えています。保育と障害を持っている子どもたちとは全然別なものではなくて、一人ひとりの子供たちの特性に向かうというところで、障害や特別な支援を必要とする子どもに向かうことによって、全体の保育の質が高まっていくのではないかと考えております。ですから、療育を支えるためには保育が必要だし、保育を高めていくために療育というものが必要なのではないかと。交流を基本として、職員の研修、私たちも含めて現場にいる者たちが、病気のことを取り上げても、ちょっと前までは全く知らなかった病気が今どんどん出てきているわけで、日々研修して、勉強していく。それを現場で実践していくことによってさらに深められていく。ですから、机上で勉強するよりも、現場でたくさん子どもたち、いろいろな症例を持っている子どもたちに出会うことが何よりではないかと考えておりますので、そのあたりを思いました。

寺見会長 今おっしゃったことは非常に重要なところで、今回、保育所保育指針や幼稚園教育指針などのいろいろな改訂が行われていく中で、保育を言語化して残していく、要するに保育の記録を残すことや、経験的にカンファレンス等で語られたこと等を記録にちゃんと残していくことは、かなり重要な課題として現場のほうにも国のほうから出た指針にうたわれていますので、これは今後の課題かなと思います。

ほかに何かありませんでしょうか。

上中部会長 最後の言語化ですが、私も統計をとったわけではありませんが、特に公立幼稚園、西宮、宝塚、伊丹、少し離れて川西、池田というところで、各園がどういう研究テーマをもって実践研究されているかを見てみますと、そういうところに特別に支援を要する子のためにという研究テーマを持たれ実践研究をされているところは、まだ聞いたことはありません。そういう意味で、先生のおっしゃった記録もそうですし、各担当が自分の経験や勘やコツの世界になっている発達支援の子どもたちに対する援助を何とか言語化、つまり一般化する形で広めて、実践研究を広げていっていただきたいなと思っています。

寺見会長 大きな体制の問題から現実の保育の問題まで、かなり話が広がってしまいましたが、この特別支援教育や障害児保育のあり方につきましては、まだ今年度は課題を整理して、今後継続的に審議をしていきたいと考えておりますので、本日たくさんご意見をいただきましたことをもう一度整理して、今回の審議の内容とあわせて、来年度以降の論議を進めていただけたらなと思います。酒井委員、よろしく願いいたします。

酒井委員 わかりました。

寺見会長 これで一応本日の議事は終了したのですけれども、全体的に何かおっ

しゃりたいことはないですか。私がスピードアップして進め過ぎたなと反省しておりますして、言い残したことはおありじゃないでしょうか。全体的には、幼稚園における保護者負担についての中間報告、公費投入と保護者負担について、待機児童について、障害児の問題、本日は4点、皆さんと論議してまいりましたが、言い残したことはございませんでしょうか。そういうことをトータルして、部会長お二人に少しご意見をいただけたらと思いますが、いかがですか。

倉石副会長 ちょっとこの辺でひっかかっていることがありまして、それは、前田委員がおっしゃられた認証制度のことなんですよ。

確かにおっしゃるとおりで、これをどうしたらいいのかいろいろ考えながら、認証制度が最低基準の引き下げにならないようにしなければいけないし、上中部会長がおっしゃったように、待機児童の受け皿として認証でやっていくことは避けなければいけない、これはとてもよくわかります。そうすると、認可外保育所に対してどういう手当てができるのか。もちろん、利用者に対して直接補助という形も考えられるんだけど、やはりハード面の整備などもしていかなければいけない。そのときにどう考えたらいいのか、そのロジックがうまく整理できなくて、もし何かご意見というか案があれば。

前田委員 案というわけではないんですが、実は少し簡単なことなんですけれども、去年まで2年間ぐらい、子どもの絵本を買ってくださいということで、西宮市から絵本代という形で年間2万円だけ、初めて公費を投入されたんです。2万円でもいつも買えなかった大型絵本だとか、そういう絵本をそろえました。今年もあるのかなと期待していましたが、もう終わったそうです。2年間だけでした。

ですから、そのような、例えば子どもたちの環境を整備するための費用という形で補助が出れば、それは別に市が認証しなくても、ある一定の国家基準というものが有りますから、その国家基準に西宮市が特にここはというところをプラスして、そこに補助を出すと。認証という形で固まってしまうのは私はちょっとどうかと思っているんですが、例えば家賃補助とかをしていただいたらとてもありがたいです。多くは求めないと言うと変ですけども、子どもたちの環境整備のために、例えば暖房や冷房、食品の問題、絵本や紙芝居などの教材のたぐい、そういう環境整備みたいな形で出していただけたらと思います。

三田市がやっているんです。子どもたちの環境整備のためにということで、たくさん額ではないんですけども、やっていると聞いています。

そういう方法や、この間、新聞にも載ったかと思うんですが、国のほうでも家賃補助とか、そういう個別な補助からまずということで、本来、認可外ですが、認可外という言い方はどうかと思っているんです。私立であれば私立、幼稚園でも、学校法人ではなくて、個人立の私立の幼稚園があるのと同じように、個人立というか、そういう保育所みたいな形で考えたらどうかなと思うんです。

それと、利用している保護者に対しては、認可外保育所を利用している限りにおいて助成をしていただけたらなと思っています。つまり、認可園の公立や民間の決まったところに行っていれば当然得られたであろう公費に関して、受けられない分

だけを保護者のほうに入れてくだされば、保護者としては、たくさんのお金を使っているわけですから。ちょっと前に、消費税の導入があったときに、私たちが保護者とともにいろいろ話し合ったときに、保護者が求めているものは、幾ばくかの保育料に対する補助と、園自体に対する環境整備に出していただけたらということがありました。この2点です。

倉石副会長 ありがとうございます。

寺見会長 私も、先ほどの認証制度のところでもふと思ったのは、制度というのは難しいなど。よかれと思ってしても、したことに対しては両義性が必ず出てくるので、こういう見方をするとこうだけれども、こっちから見るとこういうふうになってしまう、つまり格差を逆につくってしまう、私たちが気をつけないといけないんだと思ったんです。こういう新しいものをつくっていくときに、つくったら必ず逆の意味が出てくることを心にとめて、関わっていかなければいけないなど、前田委員の意見をお聞きして思いました。

濱嶋委員 認証制度のことを少しお話をさせていただきたいんですけれども、私は、実は2市で認可外と認証保育所をさせていただいているんですけれども、スタートのときは、自分の思いでこういう保育園があったらいいな、こういう幼稚園があったらいいなということで、認可外としてスタートさせていただきました。しかし、やはり財源というか費用の面で非常に苦労しまして、保護者の方の1人当たりの負担金は半端じゃない額を入れていただいているという状況の中でやってまいりまして、あるご縁から認証という形でさせていただくことになったんです。

非常にありがたくて、やりたかったこと、できなかったことが徐々にできるようになって、保護者の方のご負担も、全く公費が入っていない、認証じゃない、認可外と比べれば、保護者の方の負担は半額ぐらいでいけるようになり、全く同じ保育の内容でありながら、片一方の市ではその倍額という形でご負担をいただいているという状態になりました。

本当にありがたいのは、認証というラインを引かれているんですけれども、マイナス面も確かにあると思うんです。しかし、何かどこかで線を引かないとふらふらとなってしまうので、ライン引きは必ず出てくると思うんですね。これは仕方のない部分もあつたりすると思うんです。本当はこれがなくなったら一番いいんですけれども、その中で、例えば去年、インフルエンザが非常に流行りましたときに、認証保育所のほうでは、インフルエンザに効く空気清浄機に対して補助金を出していただけたんです。40万円でしたか、出していただいたんです。認可外では考えられなかったことで、非常にありがたくて、子どもたちのために、またこれで一つということになりました。今年は、地域で子どもたちの育児をするお母様たちがお集まりになってするようなことということで、玩具代として1園に50万円いただきました。

認証保育所ということでもど子どもたちの環境もよくなり、保護者の方たちの負担も軽減され、うちの園の方針に共感していただける方にお集まりいただきながら、少しずつですけれども、やりたいことができるようになってきているという

現実があります。

非常に問題もたくさんあると思うんですけれども、認可外からのステップアップとして、そういうことになったのは確かだと思います。

寺見会長 要するに、今までやってきた成果もきちっととらえながら、課題もきちんとして、両方のバランスをとりながら考える必要があるということですね。

それでは、一応皆さんのご意見をたくさん頂戴したと判断いたしまして、議事のほうはこれですべて終了したいと思います。

それでは、事務局のほうからアンケートについてのご報告をお願いします。

伊藤子育て企画グループ長 事務局のほうから2点、ご報告させていただきます。

1点目は、西宮市幼児期の教育・保育に関するアンケート調査についてのご報告でございます。

委員の皆様、あるいは関係者の皆様に大変ご迷惑をおかけしております。アンケートにつきましては、今回のご報告の中で、参考資料ということで今後のスケジュール案をお示しさせていただいております。

アンケートにつきましては一旦回収させていただき、改めて再実施させていただきたいと考えております。そのスケジュールでございますけれども、12月の中旬までに新たなアンケート案を取りまとめまして、最終的に年内、下旬になりますけれども、アンケート案をお示しして、各委員の皆様の合意をいただいた後で、合意形成の後で、1月以降に実施をさせていただきたいと考えております。

それに先立ちまして、皆様の意見をいただきたいと思いますと考えております。この場でも結構かと思えますし、もちろん今後、お帰りになられまして、また改めてご意見をいただけたらと考えております。ご意見につきましては、12月2日までに頂戴いたしまして、事務局のほうでも必要な検討をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いできればと考えております。

本日資料としてお配りしておりますアンケートですけれども、これはあくまで参考ということでございます。ピンク色の用紙は今回回収をさせていただきます保護者用のアンケートでございます。そのほかには、保育者用ですとか、施設長用、小学校教諭用という3つのアンケート案をお示ししておりますので、ご意見等をいただけたらと考えております。いずれも12月2日までで、一旦事務局のほうで取りまとめをさせていただけたらと思っております。その後、随時、修正案の協議をさせていただきたいと考えております。

アンケートについてのご報告がまず1点でございます。

次に、一番最後になって大変恐縮でございますけれども、本日お配りしております資料集の17ページと18ページでございます。こちらは、西宮市の児童虐待相談件数についての資料を掲げております。

こちらにつきましては、第1回適正配置部会の中で委員の方から、児童虐待の西宮市の状況についての資料等の要求がございました。そちらに関連しまして、今回、その他の参考資料として、最終ページになっておりますけれども、ご紹介しております。

簡単に申し上げますと、1の児童虐待の相談件数でございますけれども、平成16年に児童福祉法が改正されまして、児童虐待の第一義的な相談窓口が市町村、つまり西宮市に設置することが義務づけられたことから、平成16年度から統計をとって、グラフに表示をさせていただいております。21年度の542件と急速に相談件数が増加している状況もご覧いただけるかと思えます。

2の虐待相談の内容につきましては、虐待種別、被虐待者の年齢、主たる虐待者という3つの項目につきまして、西宮市のものと、兵庫県の所管になりますけれども、西宮こども家庭センターがございます。こちらは、尼崎市、西宮市、芦屋市の3市を管轄しておりますけれども、そちらの資料とあわせて掲載しております。またご覧いただきたいと思えます。

事務局からの報告は以上でございます。

アンケートにつきましても、この場でもしご意見をいただければありがたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

寺見会長 それでは、2点のうち、1つはアンケートですが、何か今ご意見がございましたらお出しただけたらと思えます。

出原委員 これは、前提としてアンケートをするというところから始まっているので、次のというふうになっているんですが、事前に事務局にも先日お話しさせていただきましたし、先日、河野市長とお会いする機会がありました。審議会の中でこういうアンケートのことが途中で止まっている状態なんです、私立幼稚園の代表としては、今まで、次世代とかいろいろなときにかなりアンケートをとってきていて、同様な項目ではかなり民意を問うて来ているわけです。ですから、そういうものをまず整理する必要があるのではないかと。この審議会では、まだこれは聞いていないアンケートをすべきだというものが出てきて、初めてアンケートをすべきかなというのを改めて感じるところです。

例えば公私間格差の是正や待機児童解消、特別支援教育などの事柄に関しては、アンケートで聞くようなことではないと思うんです。というのは、当然、格差があることはわかっているし、待機児童がいることはわかっているし、特別支援教育は必要だということは当然のことで、これは、審議会の中でこれだけ委員が出てきて議論して決めるようなことかなと思えます。なおかつ、まだ民意を問う必要がある事柄を整理して、これを聞くべきじゃないかということはこの審議会の中で挙げるべきではないかと私は思います。

寺見会長 考え方はいろいろあると思うんです。こういう審議会の中でいろいろなことを明らかにしていこうと思うと、どういうニーズがあって、どういう課題があってということをも明確化しながら進めていくことは必要だと思うんです。アンケートをすることが必要かどうかは、皆さん議論していただければいいと思うんですが、根拠のあることをと思えば、今、出原委員がおっしゃったような、これまでのデータを使うことももちろん大事な点だと思います。ただ、焦点化された課題については、そこについての市民の皆様のニーズなり課題、意識がどういうところにあるかについて知っておくと、私たちはやりやすいかなと思ったという、これは個

人的な私の意見です。

いろいろありましたけれども、よろしければ、皆様のご協力を再度いただければと思います。

そのほかに何かご意見はございませんか。細かいことについては、12月2日までに、お気づきの点があれば事務局のほうに届けていただけたらなと思います。そのほかで何かございましたら。

それでは、皆様方のほうで丁寧に見ていただいて、ご意見をいただければと思います。

出原委員 そうすると、一応この内容をもう一度見直してということですか。

寺見会長 これは、皆さんの合意がとれていると私は……

出原委員 合意とは、これを修正していくという合意ですか。アンケートをするという方向ですか。

寺見会長 そうです。

出原委員 私は、先ほど意見させていただいたのは、もちろん必要があればしたらいいと思うんです。

寺見会長 ということは、これをするかしないかということからここで論議してくださいという意味ですか。

出原委員 そうですね。

寺見会長 では、そのように言っていただいたほうがよかったですね。

出原委員 アンケートの必要性があるかどうかから問い直したいです。

寺見会長 では、そのようにしますか。しかし、それは、今は時間的に難しくないですか。それと、するかしないかということをごくここでもう一度審議するのであれば、これは報告ではなくて、議題になりますよね。ですから、今から新たに議題に上げる形になりますね。

出原委員 この意見は、事務局に何回も言わせていただいております。

寺見会長 私は聞いてないので。

どういうふうに諮らせていただいたらよろしいでしょうか。

上中部会長 これは、第1回でしたか、今は手元にはないんですけれども、アンケート調査というのは入っていませんでしたか。

寺見会長 そうなんですけどね。

事務局に質問なんですが、12月2日までにこれを見てご意見をということは、今の出原委員のおっしゃったような実施するかどうかというところからのことになるんですか。

伊藤子育て企画グループ長 アンケートの再実施をさせていただくに当たって、こちらは参考ということでおつけしているものでございますので、それ以外も含めてご意見をいただければと考えてご報告させていただきました。

出原委員 僕が意見として今まで言ってきたのは、もう一度これをするかしないかというところで議論する前に、最初の見直して、それが反映されなくて、一度中断してから、意見としては、この間、事務局には、こういう内容をもう少し吟味

する必要があるのではないかということで、ほかに近年とってきたいろいろなデータがありますので、そういうデータをまず精査してから、必要ならばたらいと思いうんですと意見を言わせていただきました。ただ、皆さんの意見をここで聞きたかったのは、このアンケートは絶対必要なのかということはこの審議会で、今それが判断できないならば、次の審議会ででも議論できればなと思いうんです。本当に必要で、本当にいいアンケートをつくらないと、とにかくこういう項目を大体聞かないといけないということで、アンケートありきで考えていくと、必要のないものまで聞いて、結局これの負担をかけるのは保護者です。今回も、これだけ項目が多いと1時間以上かかったという声も聞きました。ですから、必要なものだけアンケートしたらいのではないかなと思いうんです。

ちょっと言い方が悪かったんですが、別にアンケートをやめろと言っているのではなくて、必要があったらやったらいいと思いうんですけれども、その意見を聞きたかったんです。ここで今問うべきことではないということで、報告であったので、これは、次の審議会でやるべきなのか、スケジュール上難しいならば個別に事務局に答えるべきなのか、ちょっとわからないんですが。

寺見会長 議題なのか報告なのかという整理からいろいろ考えると、今の出原委員の意見をお聞きする限りにおいては、やはりゼロからの論議を求められているのかなと私には聞こえるんですね。そうするならば、それは報告ではなくて、やはり議題に上げて審議をするという形になるから、次回にということになるんですが。

出原委員 これは報告ですが、先ほど意見があればということだったので、言ったのです。

寺見会長 じゃあ、意見としておっしゃったんですね。

出原委員 はい。

寺見会長 でも、内容的には.....

出原委員 このことは、多田部長や津田グループ長にも聞いていただいていたので、一応お話はしていたんですけども、それを言っているのかなと思っていたんですが、ここでは言っはいけないでしょうか。

寺見会長 そんなことはないですよ。意見なのか議題なのかが私にはわからなかったんです。出原委員がおっしゃることで、これをするかしないから意見を聞きたいということになると、これは論議をしなければいけなくなってしまいます。

出原委員 誤解のないように、したくないとか、しないでくれということを指摘しているわけではなくて、やる必要がある項目をすべきだということです。それは、やるということが前提なのがちょっとおかしいような気がしたんです。それは、近年のこういうデータがあるのかということで、意見しているんですけど。

寺見会長 具体的に、出原委員がこういうところは要らないと思われるところはどこですか。

出原委員 先ほど言ったような内容は要らないと。

寺見会長 この中で具体的には。ただ、ここまで話が来ているので.....

内田委員 アンケートは、今もうここまでアンケートを修正のもとにされている

ので、重なるところもあるのかなと思うんですけれども、できれば、過去にいろいろなアンケートをとって、それなりに内容が十分にあるものがあるのであれば、このアンケートの結果とともに、そういうアンケートも出していただいて、参考にしながら進めていくということではどうですか。

寺見会長 おっしゃるとおりです。とてもよくわかるんです。ただ、これは申し訳ない、研究者の意見かもしれないけれども、違うところから出てきたデータをもとにはかることはすごく危険なことなんです。今の人たちを考えているわけで、次世代の場合はまだ近くていいんですけれども、そうじゃない、1年前でも2年前でもとったものは、今の5歳児さんや3歳児じゃないですよ。それと、違う対象から出てきたデータをもとに、こっちも違う対象から出てきたデータをもとに、それを一緒にして話すことは、最もしてはならないことだと、特に私たちの領域ではね。

ですから、私もわからないんです。住民調査ということと研究的な事柄は決してイコールじゃないかもしれないし、どちらが現実を反映しているかどうかと言われたら、正直言ってわからないです。過去はいけないのか、今とったから今のデータで真実を語っているということもだれも言えないですよ。

ですから、データをつぎはぎして使うことは、私たちは一番避けることなんです。一つのデータの中からいろいろなことを全部共通して、だって、対象が同じであることが前提なわけですから……

内田委員 ということは、参考にもしないということですか。

寺見会長 参考にしていただくことはいいと思います。参考にすることはいいと思いますけれども、今まで出ているものは何年か前のデータになるわけですね、

出原委員 次世代は今年ですね。

寺見会長 その中のものを使うことはいいですけれども、はかり方を間違えると、つぎはぎをすると、対象者が異なるんですね。

津田学事・学校改革グループ長 事務局としてなんですけれども、今回のアンケートにつきましては、先ほど出原委員からもご指摘のありました、そういうアンケート関係、実際に使われているアンケートなどを活用しながらということで、今ご指摘いただいたような、例えば特別支援なり格差是正とか、そういうものを整理した上で、改めてそのあたりのご提案をさせていただくということで、今この場でもご意見を聞いていますけれども、12月2日までに、別のご意見を聞いた上で、またそこを整理し直した上で、皆様にご提示させていただいた分を実施していくということで考えております。

一応事務局ではそういう形で理解しているんですけれども、それでよろしいですか。

寺見会長 絶対にやらなければいけないと思っているわけでもないですが、あるのが望ましいということです。それでは、事務局のほうで。

多田こども部長 ちょっと補足させていただきます。

先ほど、既に、例えば次世代のニーズ調査は2年前になりますけれども、ニーズ

調査をやったという経緯がございます。本日、ピンク色のアンケート調査票は、何もない中では話がしにくいということもございましたので、あくまでもこれは参考までに用意させていただいたんですが、この調査項目と次世代のアンケート調査のときの項目、重複している部分をマトリクス表で整理している段階です。ですから、前回に聞いた項目で、聞き方がちょっと違うとか視点が違うという部分は確かにございますが、項目としては似たような項目が確かにある部分もございますので、そういったことを、本来本日この場で提示できればよかったんですが、我々の作業の整理中でございますので、そういったことも含めて提示をさせていただいて、皆さんのご意見をお聞きしたいと考えております。

寺見会長 そのような形でよろしいでしょうか。

出原委員 決して誤解のないように。このアンケートを止めるためとか、そういうものでは一切ないです。ただ、必要な事柄があるならばということをお聞きに聞きたかったもので、言わせていただきました。ですから、アンケートありきでどんどん進んで、何かしないといけないから今までのこれを使ってという形よりは、やはりすべき項目が選ばれて、膨大な量でやるべきではないなということは実際にアンケートをなされたときに感じたことなので、意見を言っているものだと思って言わせていただきました。

寺見会長 それでは、もう一つ事務局から連絡があるとお聞きしております。

津田学事・学校改革グループ長 次第の「その他」になりますけれども、事務連絡といたしまして、次回以降の開催日程につきましてご説明させていただきます。

まず、第3回の適正配置部会を12月20日に、場所は801・802のここの会場になりますので、1時半から3時半で開催させていただきたいと思っております。

また、第4回の適正配置部会を1月中旬、第5回の審議会を2月上旬、第5回の適正配置部会を2月中旬、第5回の格差是正部会を2月下旬、そして、第6回の審議会を3月中旬に予定しております。これは、まだ確定はしていません。改めて日程調整につきましてご通知させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上になります。

寺見会長 今のご説明でおわかりかと思いますが、次回の審議会につきましては、現在日程調整中ということで、2月に予定ということをもう一度確認させていただきたいと思っております。

それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

〔午後8時57分 閉会〕

【審議会委員出席者名簿：10名】

所属団体・役職名等	氏名
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	出原 大
関西学院大学 准教授	上中 修
西宮市民間保育所協議会 会長	内田 澄生
西宮市民生委員・児童委員会	熊谷智恵子
武庫川女子大学 准教授	倉石 哲也
武庫川女子大学 非常勤講師	酒井修一郎
神戸松蔭女子学院大学 教授	寺見 陽子
公募委員	濱嶋 好美
NPO 法人はらっぱ 理事長	前田 公美
公募委員	村上美也子

【事務局職員出席者名簿：17名】

所属・役職・氏名
【健康福祉局】
健康福祉局長 片桐 茂
こども部長 多田 祥治
子育て企画グループ長 伊藤 隆
子育て企画グループ 係長 北田 晋一
子育て企画グループ 主事 河内 紀子
保育所事業グループ長 尚山 和男
保育指導担当参事 清原 昭代
保育所待機児童対策室参事 緒方 剛
子育て総合センター所長 小田桐 正
【教育委員会】
教育次長 伊藤 博章
学校教育部長 山本 幸夫
学事・学校改革グループ長 津田 哲司
学事・学校改革グループ 係長 河内 真
学事・学校改革グループ 指導主事 河崎 祥子
研修グループ長 由良 周三
特別支援教育グループ長 松本 望
特別支援教育グループ課長補佐 江上 佳宏